

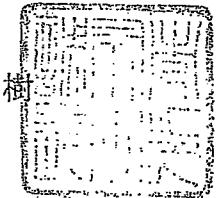


20調都街発第3500001号
平成21年3月17日



国土交通大臣
金子一義様

調布市長 長友貴樹



東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）対応の方針
(素案)について

東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の計画につきましては、多岐にわたる地域の課題の解決に向け、中央ジャンクション調布地区検討会を開催していただき厚く御礼申し上げます。

国土交通省及び東京都は、検討会での成果を踏まえ、平成21年1月19日に東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）対応の方針（素案）（以下「対応方針素案」という）を公表し、意見募集したところですが、本市としても、今後の事業段階の課題解決に向けた、より具体的な「対応の方針」とするため、別紙のとおり意見いたします。

なお、「東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）対応の方針」の確定までに御回答願います。

以上

添付書類
市意見の主旨

- 1 ジャンクション周辺の都市計画道路等については、外環本線の完成までに整備を終わらせること。また、調布市施行路線については、路線の特色に応じた技術的支援を行うこと。
- 2 生活道路への進入に対する通過交通対策等については、総合的に検討するためには必要な情報の提供や周辺住民との意見交換の場の設置を行うこと。
- 3 三鷹3・4・13号線支線1, 2の検討に当たっては、関連する調布3・4・1号線も併せて検討を進めること。また、検討に当たっては、地域の実情に配慮するとともに、早期の段階から地域住民に対する情報提供や意見を聞く場を設ける等、丁寧な対応を行うこと。
- 4 環境負荷の低減に関しては、できる限り最新技術を適用すること。また、周辺道路の交通量や大気質等の環境について、事前に予測し得ない状況が生じた場合には、調布市及び周辺住民に対する十分な情報提供や調整・協議を通じた真摯な対応を行い、速やかに必要な対策を講じること。
- 5 構造物の詳細な検討に当たっては、周辺住民への十分な情報提供や意見把握を行うとともに、供用後においては特定の場所からの景観のみでなく、総合的な観点で確認すること。
- 6 埋蔵文化財包蔵地周辺における事前調査等については、実施基準の統一化を図ること。また、工事の詳細な情報を早期提供し、調布市と十分協議したうえで文化財保護法や調布市文化財保護条例に基づく調査を行うこと。
- 7 三日月地域においては、分断される道路の機能を補完する代替道路や通り抜け自動車に対する交通対策、環境施設帯の利用方法等に関する具体的な計画案を極力早期に調布市及び周辺住民に提示するとともに意見を聞く場を設け、丁寧な対応を行うこと。
- 8 中央ジャンクションでの蓋かけ構造の採用に伴う上部の有効利用を検討する際には、地域の利便性の向上に資するよう、調布市及び周辺住民と協議し、意向を十分に汲み取ること。また、環境施設帯等に設置される施設等については、持続的な管理のしやすさを念頭に置いた役割分担とすること。

- 9 外環本線の大深度地下を活用した長大トンネルの防災対策については、調査・設計段階や供用後において、周辺住民や利用者への十分な情報提供を行うこと。
- 10 外環の事業実施に際しては、十分な安全対策及び環境対策を行ったうえで、詳細な工事方法やスケジュールの説明等、周辺住民に対する工事の進ちょく状況に関する十分な情報提供を行うとともに、工事に関する住民対応窓口を一本化し、住民の懸念を払拭するよう努めること。
- 11 事業実施段階では、近隣地域の代替地確保に向け、国及び東京都は、関係機関の連携に努めること。
- 12 生活再建救済制度により既に取得している土地は確実に買い取ること。また、その土地の利用については、調布市及び周辺住民の意向を踏まえ、有効活用を図ること。
- 13 事業化後の各段階で実施する地域PIは、地域住民の意見を広く聴くとともに、調布市との協議、調整について真摯に対応すること。また、三日月地域をはじめとする中央ジャンクション周辺における課題の解決に当たり、国及び東京都が中心となって連携を図ること。
- 14 外環の整備に併せて調布市が進める基盤整備やまちづくりが円滑に進むよう、調査や計画策定など早期の段階から技術的・財政的な幅広い支援を行うこと。

平成 21 年 3 月 17 日

市意見の趣旨

「対応方針素案」は、中央ジャンクション調布地区検討会において整理した交通、環境、まちづくり等に関する様々な課題に対して、現時点における、外環整備に伴う課題への対応の考え方や取組方針を示したものであると理解しており、一定の評価をするものである。しかし、中央ジャンクションや東八道路インターチェンジの整備、換気所の設置に伴い、周辺の道路整備、三日月地域における地域コミュニティの分断、大気、騒音、交通安全等の生活環境への影響等、周辺地域の市民生活に大きな影響を与えることが懸念される。このため、本市として憂慮している次の事項に関して、今後の外環事業の進ちょくに伴い、十分な対応を願いたい。

- 1 東八道路インターチェンジの設置により、調布市域においては、調布都市計画道路 3・4・1 号線（国道 20 号線）等の幹線道路から、生活道路への通過交通の流入が危惧される。したがって、ジャンクション周辺の都市計画道路等については、周辺住民の生活環境への影響や児童生徒等の安全確保に配慮しつつ、調布市とも十分調整のうえ速やかに検討を進め、できる限り外環本線完成前に整備を終わらせることを求める。
また、調布市施行路線については、その立地や機能などの特色に応じ、調査や検討の段階も含め幅広い技術的支援について、国や東京都の具体的な役割の明確化を求める。
- 2 生活道路への進入に対する通過交通対策等については、「対応方針素案」に示されているような「くらしのみちゾーン」等の事業制度の情報提供だけでなく、調布市が総合的に検討するために必要な交通分析データ等の提供や周辺住民との意見交換の場の設置など、計画検討に当たっての技術的な支援を行うことを求める。
- 3 「対応方針素案」において、三鷹都市計画道路 3・4・13 号線支線 1、2 については、「多摩地域における都市計画道路の整備方針」のなかで外環の地下化に伴い検討が必要とされている路線と記載されている。これら路線の計画や構造が変更される場合には、当該路線に接続する調布都市計画道路 3・4・1 号線にも、影響が及ぶことが予想されることから、全体的な検討を進めるとともに、計画検討の早期の段階から地域住民に対する情報の提供

や意見を聞く場を設けるなど、これまでの経過を踏まえ、地域の実情に配慮し、変更計画や事業実施についての住民理解が得られるような対応を求める。

4 外環整備に伴い、大気質、地下水、地盤沈下、動植物・生態系等環境への影響が懸念される。特に本線近傍に位置し、地域の大切な自然文化資源である実篠公園の湧水池や生態系、ヒカリモ等の希少生物に影響が生じないように維持・保全を行うとともに、これら環境への負荷を低減させるよう、できる限り最新技術を適用し、設計、工事、供用後の各段階でより慎重な検討及び必要な対策を講じることを求める。

また、「対応方針素案」においては、周辺道路の交通量や大気質等環境について、事前に予測し得なかつた状況が生じた場合には、区市等関係機関と調整することとされているが、そのような事態が生じた場合には、調布市等の関係機関だけでなく、周辺住民に対する十分な情報提供や調整・協議を通じた真摯な対応を行い、速やかに必要な対策を講じることを求める。

5 中央ジャンクション付近においては、高架式の連結路(ランプ)や換気所等、構造物による圧迫感や景観への影響が危惧される。

「対応方針素案」では、構造物等の形式、デザイン、色彩等の検討において、地域の景観に配慮した設計を行うとともに、供用後に周辺景観との調和等について確認することとされているが、構造物の詳細な検討に当たっては、周辺住民への十分な情報提供や意見把握を行うとともに、供用後においては特定の場所からの景観のみでなく、総合的な観点で確認することを求める。

6 外環計画線上には、複数の遺跡が分布しており、設計前のボーリング調査や工事に当たっては、事前の試掘等の調査が必要になるが、実施基準を含めた統一的な対応を求める。また、工事の内容に応じて遺跡調査の要否を判断することになるため、工事の詳細な情報を早期に提供するとともに、調布市と十分協議したうえで文化財保護法や調布市文化財保護条例に基づく調査の実施を求める。

7 三日月地域においては、外環整備により地域コミュニティ分断の影響が懸念される。分断される道路の機能を補完する代替道路の位置、通り抜け自動車に対する交通対策の内容、環境施設帶の利用方法等については、これまでの利便性を低下させることなく、より良い環境の創出を念頭に置きながら検討を行うとともに、こ

れらに関する具体的な計画案を極力早期に調布市及び周辺住民に提示し、意見を聴く場を設け、丁寧な対応を行うことを求める。

- 8 中央ジャンクションの掘割り部で計画している部分については、可能な限り蓋かけを実施し、蓋かけ部と環境施設帯とを合わせて一体的な土地の有効活用を図りつつ、地域の利便性の向上に資するよう、生活活動線の確保や公園や緑地等の公開されたオープンスペースの創出を求める。具体的な設計の際には、安全性や管理しやすさも併せて考慮するとともに、これらの利用形態について、調布市及び周辺住民と協議し、意向を十分に汲み取り、計画に反映することを求める。また、施設の維持管理については、管理主体に配慮するよう求める。
- 9 外環のトンネル内で災害等が発生した場合における避難等、安全性の確保が懸念される。今後の外環本線の大深度地下を活用した長大トンネルの防災対策については、国内外の事例や最新の知見も取り入れつつ、調布市等の関係機関だけでなく、調査・設計段階における関係住民や供用後における利用者への十分な情報提供を行うなど、理解を得ることを求める。
- 10 外環が整備されるまでの工事期間中には、中央ジャンクション周辺で、長期にわたり生活への大きな影響を受けることになる。「対応方針素案」においては、中央ジャンクションに係る工事用車両については、中央自動車道に直接乗り入れる等、地域の一般道を極力利用しない計画とすると記載されているが、切り回し道路等の設置や仙川横断部の施工等、長期にわたって外環の工事に伴う市民生活の利便性や快適性への影響が懸念される。このため、外環の事業実施に際しては、特に児童生徒が集まる施設周辺等に十分配慮しながら「対応方針素案」に示される安全対策及び環境対策を確実に行なう上で、詳細な工事方法やスケジュールの説明等、周辺住民に対する工事の進ちょく状況に関する十分な情報提供を行うことを求める。また、工事に関する住民対応窓口を一本化し、住民の懸念を払拭するように努めることを求める。
- 11 中央ジャンクション周辺の外環整備に伴う今後のまちづくりを考えていくうえでは、地域のコミュニティを極力維持しながら、良好な住環境を存続あるいは創出していくことが重要である。このため事業実施段階では、事業実施主体は東京都など関係機関と十分に連携し、代替地の確保や斡旋を円滑に行うこと求める。

- 12 生活再建救済制度により既に取得している土地については、調布市に財政的な負担が生じない形で、確実に買い取ることを求める。また、その土地の利用については、外環整備に伴う移転先や補償に関する様々なニーズに対応できるよう、調布市及び周辺住民の意向を踏まえ、有効活用を図ることを求める。
- 13 事業化後の各段階で実施する地域PIは、国及び東京都からの一方的な情報提供ではなく、地域住民の意見を広く聴くとともに、調布市域における課題や平成19年1月の都市計画変更時の調布市の意見について具体的な対応が図られるよう、引き続き調布市との協議、調整について真摯に対応することを求める。また、特に外環整備に伴い大きな影響を受けることが懸念される三日月地域をはじめとして、中央ジャンクション周辺における多岐にわたる課題解決には、関係三区市（調布市、三鷹市、世田谷区）間で連携し、整合性を確保することが重要であるため、国及び東京都が中心となって連携を図り事業を進めることを求める。
- 14 外環整備に伴う都市計画道路の整備による影響も含めて、中央ジャンクション周辺では地域のまちづくりに大きな影響を与えることになる。このため、外環の整備に併せて調布市が進める基盤整備やまちづくりが円滑に進むよう、地元の意向を反映した地域将来像やまちづくりの計画など、各種調査や計画策定等早期の段階から、技術的・財政的な幅広い支援を行うことを求める。